

「高知で就職！応援プロジェクト」ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「高知で就職！応援プロジェクト」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、高知県（以下、「県」という。）以外の者が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(使用の基準)

第2条 ロゴマークは、高知県内の企業・団体等が人材確保に関する広報活動を行う場合に使用することができる。

2 ロゴマークを広報活動に使用する場合、次にいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) ロゴマークを使用する企業・団体等（以下、「使用者」という。）が制作する人材確保に関する冊子、チラシ、情報誌等の出版物
- (2) 使用者が管理するホームページ、企業紹介動画
- (3) 使用者がセミナー等で使用するPR資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、高知県内の人材確保を目的とした広報活動で、高知県商工労働部商工政策課長（以下、「課長」という。）が適当と認めるもの

(使用の届出)

第3条 使用者は、あらかじめ「高知で就職！応援プロジェクト」ロゴマーク使用届出書（様式第1号）（以下、「届出書」という。）を課長に提出しなければならない。

(届出内容の変更)

第4条 届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめ「高知で就職！応援プロジェクト」ロゴマーク使用変更届出書（様式第2号）を課長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出書に記載した目的、方法で使用する。
- (2) ロゴマークを使用する際は、定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークの使用については、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに課長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等が確認できるもの

をもって替えることができる。

(4) ロゴマークを使用し、製品化したものを営利目的で販売してはならない。

(5) その他、課長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(暴力団排除条項)

第6条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下、同じ。）である場合

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある場合

(3) 使用者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員等である場合

(4) 暴力団員等が使用者の事業活動を支配している場合

(5) 暴力団員等を使用者の業務に従事させ、又は使用者の業務の補助者として使用している場合

(6) 暴力団又は暴力団員等が使用者の経営又は運営に実質的に関与している場合

(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した場合

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した場合

(9) 使用者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した場合

(10) 使用者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(使用差し止め)

第7条 課長は、使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、使用を差し止めることができる。

(1) 使用目的及び使用方法が、「高知で就職！応援プロジェクト」の趣旨に反すると認められる場合

- (2) 県の信用を傷つけるおそれがあると認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体及び営利団体を支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他、課長がロゴマークの使用について不相当と認める場合

(経費等の負担)

第8条 県は、この規定による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第9条

- (1) 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 使用者は、ロゴマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとする。
- (3) 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、生じた損害を県に賠償しなければならない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、第3条の届出における事項以外の目的に使用してはならない。また、使用者はロゴマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡又は転貸できないものとする。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年1月4日から施行する。